

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和 7 年 7 月 3 0 日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 今井 和哉

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務については、気象データ交換動作環境（以下、「本システム」という。）に対し、別途整備するメール中継サーバの接続に伴う設定変更を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本システムの構造、動作並びに設定環境を熟知している法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- （1）業 務 名 気象データ交換動作環境（クラウドサービス等）の設定変更
- （2）業務内容 メール中継サーバ接続に伴う設定変更
- （3）履行期限 令和 8 年 2 月 2 7 日

3 業務目的

運用中の本システムのネットワーク機器において、メール中継サーバ接続に伴う設定変更を行うものである。

4 応募要件

（1）基本的要件

- ①予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ②令和 7・8・9 年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

（2）技術力に関する要件

本システムは、気象庁の業務に関する各種情報（地震・津波情報、気象警報注意報、天気予報、観測データ等）を、外国気象機関及び研究機関等とインターネットを介してデータ交換する重要システムであることを理解し、これら業務に支障を与えないように作業を行う技術を有すること。

（３）設備・システムに関する要件

本業務を実施するためには運用中の本システムに影響を与えないよう作業を行う必要があることから、本システムの性能・機能仕様に十分な理解を有すること。

（４）守秘性に関する要件

①当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合または公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

②当庁の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

（５）業務執行体制に関する要件

稼動後に発生した不具合などについて必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

（６）業務実績に関する要件

ネットワーク機器の設計・運用・保守の実績があること。

5 手続等

（１）担当部局

〒105-8431

東京都港区虎ノ門３－６－９

気象庁総務部総務課調達管理室第一契約係 安藤 美樹

電話 03-6758-3900（内線 2514）

（２）説明書の交付期間及び方法

令和７年７月３０日（水）から令和７年８月１８日（月）まで （１）に同じ

（３）参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和７年８月１９日（火） １７時まで （１）に同じ。

原則として電子メールにより提出すること。

（Email:kishou-keiyaku@jma.go.jp宛てに送付すること。）

6 その他

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（２）関連情報を入手するための照会窓口 ５（１）に同じ。

（３）一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

（４）令和７・８・９年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も５（３）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認申請を行う場合には当該資格を有していなければならない。

（５）詳細は説明書による。